

平成 3 1 年 度

特別養護老人ホームえんじゅ
事業計画書

社会福祉法人 伯和会

特別養護老人ホーム えんじゅ

平成31年度特別養護老人ホームえんじゅ施設運営方針

I. 施設サービス向上のために

- 1、法人の信条である「 奉仕 ・ 博愛 ・ 寛容 」を基本とし、えんじゅ理念「笑顔で明るく、元気良く、優しさを持って接します」「心地良い生活と環境を提供します」「自由で楽しい暮らしを目指します」の3つの柱をもとに、ご入居者それぞれのニーズに合った施設サービス計画書（ケアプラン）を作成し、今までの生活習慣や個人の意思を大切にするとともに、自己決定、自己選択や残存能力の活用を図ることで、少しでも自立した質の高い生活が送れるよう支援に努めます。
- 2、介護給付対象サービスとして、入居者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を提供します。
- 3、社会福祉法人制度改革、費用負担の公平化、介護保険の改定など施設運営が大きく変化している情勢に対応する為、施設運営における課題、問題点の把握、検証と改善に向けた実践に取り組み、安定した運営と魅力ある施設作りに努めます。また、社会に対し社会福祉法人として求められていることを一つずつ実践していくよう努めます。加えて、職員の自己研鑽による一人一人の質の向上と、地域住民として共に暮らすことを視点とした開かれた施設を目標として、安らぎのある地域社会を作り出せるような施設運営を行います。

《特別養護老人ホームえんじゅ 理念》

- ・笑顔で明るく、元気良く、優しさを持って接します。
(笑顔で優しい声掛けを行います)
- ・心地良い生活と環境を提供します。
(清潔保持に努めます)
- ・自由で楽しい暮らしを目指します。
(自己決定を尊重します)

《ワーカー心得》

- ・相手の立場になって物事を考えます。
- ・何故、どうしての問題意識を持ちます。
- ・分からないことはすぐ聞きます。
- ・積極的に行動します。
- ・情報を共有します。

II. 在宅福祉サービスの向上のために

1. 各関係機関との協力体制を図ります。
2. 施設においてボランティアの育成と拡充を行い、福祉の意識高揚に努めます。
3. 地域に支えられた施設であるとの認識を持ち、専門的な働きかけに努めます。
4. 在宅福祉の充実の為に施設の資源を提供し、地域との交流を積極的に推進します。
5. 短期入居事業を行うと共に各種の福祉サービスの利用法について啓蒙します。

III. 職員が安心して働けるために

1. 働きやすい職場作りと、勤労意欲の向上を図ります。
2. スポーツ等を通じ、他施設との親睦に努めます。
3. 給与充実の為、介護給付費の処遇改善加算について「加算Ⅰ」が継続できるよう、体制の整備を行います。
4. 年2回の職員健康診断を実施するとともに、日々、職員の健康管理に努めます。

IV. 適正な事務の遂行

適正な施設運営を実施するために

1. 各種規定に基づいた事務を実践します。
2. 予算の適正な管理及び執行をします。
3. 業務の効率化を図ります。
4. 職種間の連絡、周知を徹底します。

V. 施設設備・備品の保全・改修

1. ナースコールの入れ替え

ナースコールの一部に不具合が出てきているが、設備が旧式であり、部分的な修理も難しい状況であることと、既存のナースコールではコールが目視できる条件下でしかコールが鳴っている箇所を特定できない為、職員の動きに無駄が多く、リスク高い入居者の対応が後手に回る状況であることから、入居者の安全対策、職員の業務負担軽減の為、新たなナースコールの導入を進めていきます。

2. 空調設備の老朽化

現在、夏場における冷房設備が1台故障しているが、修理部品等の供給が終了していることから修理不可能となっている。残り1台も現在稼働しているが、いつ故障するかわからない状況で、修理も難しい状態であることから、昨今の高齢者施設における環境不備・対応の遅れなどによる重大事故や責任問題に発展する

状況を踏まえ、順次修理を進めていく。

VI. 地域との連携交流を行うために

地域との連携、交流の取り組み

1. 地域交流の一環として、白石市福岡公民館まつりへ、生涯学習成果の入居者製作作品の出展を行う。
2. 地域交流の一環として、白石市健康福祉まつりへ、生涯学習成果の入居者製作作品の出展を行う。
3. 地域交流の一環として、福岡地区敬老会へ、該当入居者の参加を促す。

VII. 安定的経営基盤の確保のために

1. 安定した収入の確保に努めます。
 - ・入退居の期間を少なくし、一定期間内で円滑に入退居が行えるようにします。
 - ・水光熱費、備品等の管理、見直しを適宜行い、経費節減を図ります。
 - ・各種加算の整備を行い、取得できるように努めます。
2. 施設の設定・備品等の更新・改善を行います。
 - ・入居者の重度化に伴い、各種福祉用具等備品の整備を行うと共に、状態に合わせた用具の購入を検討します。
3. 人材の確保に努めます。
 - ・福祉系等への学校へ出向き、ネットワーク構築を行います。
 - ・ハローワークへの情報提供、集団面接会への参加を積極的に行います。
 - ・外国人の労働者受け入れの情報収集と体制整備について検討します。
 - ・キャリアパス制度の構築、研修制度などの整備を行い、知識、技術の習得が行えるようにします。
4. 自然災害等防災対策に対し備えます。
 - ・非常災害時（地震、火災、噴火等）を想定した研修や訓練を計画、実施し、非常時の入居者、職員が安全に行動し避難が行えるように努めます。

平成31年度施設援助方針

I. 日常生活介護

施設サービスは、えんじゅ職員が、ご入居者一人ひとりの施設サービス計画に基づいて提供します。ご入居者の意思を尊重し、自立支援を念頭に、個々のニーズに沿った支援に努めます。ご入居者の変化しやすい心身状況や日々変化する日常に併せて、適切なサービスの提供に努めます。

1. 食事

食事は、原則的に全員が食堂で顔を合わせて召し上がっていただきます。ご入居者の状態に合わせ自助具等を使い残存機能を最大限に活用して、できる限り自力摂取ができるよう支援します。食生活の重要性を認識し、管理栄養士による栄養ケア計画を作成し、ご入居者の健康状態を多角的に評価し、食からの健康維持・意欲向上を図れる事を目標に食事提供を実施します。栄養バランス・味付け・調理方法等について、身体的条件、嗜好等を配慮し、ご入居者が健康で楽しい生活を送る上で最も大切なもののひとつとして提供に努めます。その時々季節も感じて頂ける様季節食や行事食も提供します。

2. 排泄

排泄は、可能な限りトイレをご利用いただきます。そのために常にトイレの清潔の保持に努めるとともに、トイレ内にある手すりや緊急コールボタンを利用し、安心して快適に使っていただけるようにしております。また、個人の排泄パターンを把握するために調査を実施、排泄記録をつけポータブルトイレ、尿瓶等の活用、リハビリパンツ、尿取りパッド等とトイレ誘導の併用により、できるだけオムツを使わない方法を目指していきます。オムツは、座位が取れない、尿意・便意が無い、ご入居者の体調不良等、やむを得ない場合に限り使用させていただきます。オムツ交換及びトイレ誘導は、各個人ごとに調査した排泄パターンを元に、時間や支援内容を設定し実施します。

3. 入浴

一般浴槽故障中につき、機械浴、中間浴（チェアインバス）の2種類の入浴方法を用意し、ご入居者の身体の状態に応じた入浴サービスを提供します。入浴日は、ご入居者1人あたり週2回を基本とし、ゆとりをもった、楽しみのある入浴サービスを提供します。入浴できない方に対しては清拭や衣類交換を行います。

4. 着替え

利用者一人ひとりの身体の状態をよく見極め、衛生面に留意しながら着替えの支援を行います。着替えを行うことで衛生面だけではなく、気持ちのリフレッシュを図りメリハリを付ける事で生活全体にリズムを取りやすくし、意欲の向上へ繋げられるよう支援します。

5. 移動、移乗、体位変換

ベッド、椅子、車椅子、便器、浴槽等の間の移動・移乗は安全性を十分考慮し、ご入居者の身体の状況に合った方法で行います。また、杖、歩行器、シルバーカー等の補助具を有効に活用し、できる限り自立移動ができるよう支援します。

自分で寝返りをうつことのできないご入居者に対しては、褥瘡（床ずれ）を防止するために、体位変換の介助、体位変換チェック表の使用も行い、確実に実施できるよう努めます。必要に応じて、クッション、エアマット、褥瘡予防マット等を使用します。

ご入居者ごとの最適な移動・移乗および体位変換介助方法を、すべての職員が同じ方法で介助できるようにします。

6. 口腔衛生

口腔衛生介助は、毎食後実施します。ご入居者の状態に合わせて、必要なかつ適切な口腔ケア用品の使用を行い、歯磨き、うがい、ガーゼによる口腔内の拭き取り、義歯の洗浄などを支援します。口腔衛生は、ご入居者の健康増進・維持に不可欠であるため、嘱託の歯科医師、歯科衛生士の協力を得て、ご入居者の口腔衛生介助の充実を図ります

7. 整容

整髪、爪切り、髭剃り等を適宜行います。また、外出や行事の際には、ご要望により、お化粧品やお洒落のお手伝いをします。

8. 介護用品の選定及び衛生維持、安全点検

ベッド、エアマット、クッション、車椅子、歩行器、杖、介護テーブル、ポータブルトイレ、入浴補助具等の介護用品については、使いやすさと安全性から選定し、その清潔の維持および安全点検に努めます。

II. 日常生活援助

施設での生活の充実を図るため、ご入居者一人ひとりの生活状況に応じた支援を行います。

1. 居室環境の整備

ご入居者の意向を尊重しながら、心身の状態、人間関係に配慮しつつ、ご入居される皆様が快適な居心地の良い居住空間を確保できるように努めます。又、介護の安全性を確保するため、必要に応じて居室の変更を行わせていただきます。

2. 買い物及び代行

ご入居者のご要望に応じて、随時、外出による買い物支援の実施、何らかの理由により買い物ができない利用者の方々へは、日用品の買い物を職員にて代行いたします。また週に1回近隣の商店（岡崎商店様）の協力をいただき、施設での買い物も出来るようにしています。

3. 洗濯

日常の衣類の洗濯、乾燥、居室への返却を行ないます。衣類の素材の状況に応じて、傷まないような適切な洗濯方法を選び、洗濯を行わせていただきます。

4. 理 容

頭部の清潔とお洒落を楽しんでいただくため、原則として毎月第2月曜日、理容師によるサービスを提供します（ご入居者実費負担）。ご本人の希望を伺い、理容組合の方々とも相談しながら、頭の形や髪質などにも気を配りながら行わせていただきます。

5. 外出、外泊

外出・外泊については、心身の状況、外出・外泊先を考慮しながら、できる限りご入居者の意向に沿うようにします

6. 金銭管理

ご希望がある場合は、現金、預・貯金の通帳、実印等の管理の他、施設利用料や公共料金等の支払い等を担当者にて適切に代行いたします。（預り金等取扱規程に基づき、利用料を負担していただきます。）

7. 行政手続等の代行

ご入居者のご要望に応じて、市町村等に提出する書類の代筆、申請の代行、郵便物等の投函等を、その都度、担当者にて適切に代行いたします。

8. 要介護認定に関する代行、認定調査の付き添い

要介護認定の更新・変更申請をご入居者、ご家族に代わって行います。また、更新調査における付き添いを行わせていただき、ご本人の状況などを更に詳しく調査員の方へお伝えさせていただきます。

Ⅲ. 健康管理

ご入居者が健康で快適な生活を営めるよう、疾病の早期発見・早期対応に努め、生活の自立性を低下させないように支援します。

1. 日常の健康管理

ご入居者の健康状態の細かな観察に努め、嘱託医および協力病院への連絡、職員間の情報交換を図りながら、健康維持に努めます。

2. 定期健康診断

胸部レントゲン撮影、心電図、血液検査を、年に1回実施します。

3. 体重測定

毎月実施し、先月との著しい増減等がないか確認します。体重変化に著しく違いが生じるご入居者や、栄養状態のチェックが必要なご入居者に対しては、その都度実施します。

4. 体温・血圧・脈拍等の測定

週2回の入浴前に定期的に体温、血圧、脈拍等の測定を実施します。その他、体調に変化が見られた際は必要に応じ、定期的に測定を行います。

5. 食事・水分摂取・排泄の把握

チェック表により、毎日の食事・水分の摂取量を把握します。摂食不良時は、医師の指示の下、看護職員、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員が連携して、その時の状態に合った食事提供（必要な栄養素の確保）・水分補給ができるよう

に対応します。

その後の経過をみながら食事内容については必要に応じて調整を行い、食事摂取量の安定に繋げていけるようにします。

便秘時には下剤の服用の他、なるべく自然排便を促すような漢方のお茶や乳酸菌飲料等を提供し排便のコントロールを行います。

6. 医師の診察

月4回、主治医（内科医）が来診する他、月に1回、精神科医、随時歯科医が来診します。通院あるいは入院しての診療が必要な場合は、看護・介護職員が付き添い、施設車両にて送迎をいたします。

7. 口腔衛生

ご入居者の状態に合わせて歯科医師および歯科衛生士の指導・協力のもと、ご入居者一人ひとりの口腔衛生状態、支援内容の充実を図ると共に、誤嚥性肺炎の予防等に努めます。

8. 服薬

医師の診察のもと、病状に応じて、ご入居者に服薬していただきます。

9. 医療機関との連携

協力医療機関やご入居者の主治医との連携を密にし、日常の健康管理について適切な指示を得るとともに、緊急時の受け入れ先を確保します。（救急車を利用する場合、他の医療機関へ搬送される場合もあります。）

10. 夜間緊急時の対応

看護職員が不在になる夜間・早朝帯のご入居者の容態の急変に待機の看護師が対応します（オンコール体制）。

11. 感染症等の予防

風邪やインフルエンザ、感染症予防対策として、ご来所者や職員に対して、うがいや手洗いの励行等の周知に努めます。11月には、希望するご入居者に対してインフルエンザ予防接種を実施します。高齢者施設で発生すると蔓延しやすい疥癬や食中毒等は、とくにその予防に努めていきます。また、感染症対策のマニュアルを作成します。

感染症における状況、利用者の方々の状態に応じては、施設への来設やご面会を規制させていただくことがありますので、ご了承ください。

12. 職員の健康管理

年2回の職員健康診断を実施するとともに、日々、職員の健康管理に努めます。直接介護職員については、年に2回腰椎検査を実施する。

平成 31 年度嘱託医・協力病院

平成 31 年 3 月 1 日現在

《嘱託医》

1、内科医

水野内科クリニック

水野圭司 先生 毎週月曜日 午後

2、精神科医

仙南サナトリウム

渡辺吉彦 先生 毎月第三金曜日

3、リハビリテーション担当

柔道整復師

黒木雄大 先生 毎週水曜日

《協力病院》

1、刈田総合病院（白石市）

2、歯科医

広瀬歯科医院

廣瀬清憲 先生 随時

平成 31 年度防火、防災計画

避難が困難なご入居者が多い為、定期的な訓練を実施し、ご入居者及び職員に対し防火、防災意識の高揚と地域消防団、地域住民の協力体制を推進し確立します。

1. 非常災害対策計画に基づき、個別の防災対策の周知徹底に努めます。
2. 個別の避難方法を確立します。
3. 夜間及び休日の防災体制を確立します。
4. 消防設備器具、危険物施設の定期的な点検に努めます。
5. 災害時の非常食については、常時三日分を備蓄、保管します。
6. 緊急連絡網の確立を図ります。
7. 避難訓練実施計画（予定）

<避難訓練>

- | | |
|---------|--|
| 1. 日時 | 平成 31 年 5 月 29 日 午後 (予定) |
| 2. 目的 | 施設入居者の大半が障害を持ち、寝たきりや車椅子、杖などを使用しています。これらの特殊性を鑑み、災害に対応する為、えんじゅ併設施設の特別養護老人ホームみずきやケアハウスやまぶき・デイサービスセンター茶園及び白石市総合福祉センターとの共同防災により、通報、避難、誘導を行うことで、防災体制の確立を目的として行います。 |
| 3. 訓練内容 | 放送訓練・消火訓練・避難誘導訓練・非常持ち出し訓練 |
| 4. 出火時間 | 午後 4 時 (予定) |
| 5. 出火場所 | 特別養護老人ホームえんじゅ 地下ボイラー室 |
| 6. 避難場所 | えんじゅ正面玄関前 |
| 7. 職員構成 | 職員勤務中による訓練 |

<夜間想定避難訓練>

- | | |
|---------|---|
| 1. 日時 | 平成 31 年 9 月 25 日 午前 (予定) |
| 2. 目的 | 空気の乾燥が増し、火気の取り扱い機会も増える時期となる為、火災への注意を促し、より一層の防災予防の意識を高めることを目的とします。えんじゅ併設施設の特別養護老人ホームみずきやケアハウスやまぶき・デイサービスセンター茶園及び白石市総合福祉センターとの共同防災で実施し、通報、避難、誘導を行うことで、防災体制の確立を図ります。 |
| 3. 訓練内容 | 放送訓練・消火訓練・避難誘導訓練・非常持ち出し訓練 |
| 4. 出火時間 | 午後 11 時 (想定) |
| 5. 出火場所 | 特別養護老人ホームえんじゅ 地下ボイラー室 |
| 6. 避難場所 | えんじゅ正面玄関前 |
| 7. 職員構成 | 職員夜間勤務中 (想定) による訓練 |

平成31年度年間研修計画書

No.	研修名	研修時期	研修場所	参加予定者
1	倫理研修	4月	内部研修	えんじゅ職員
2	マナー研修①	5月	内部研修	えんじゅ職員
3	リスクマネジメント研修①	6月	内部研修	えんじゅ職員
4	感染対策についての研修①	7月	内部研修	えんじゅ職員
5	虐待防止と身体拘束排除に関する研修	8月	内部研修	えんじゅ職員
6	医療研修	9月	内部研修	えんじゅ職員
7	認知症ケア研修	10月	内部研修	えんじゅ職員
8	ターミナルケアとメンタルケア研修	11月	内部研修	えんじゅ職員
9	感染対策についての研修②	12月	内部研修	えんじゅ職員
10	リスクマネジメント研修②	1月	内部研修	えんじゅ職員
11	緊急時・災害対策時の対応に関する研修	2月	内部研修	えんじゅ職員
12	マナー研修②、プライバシーポリシー	3月	内部研修	えんじゅ職員

※上記研修、上記以外の研修ともに、
外部研修案内が届いた際は適宜参加していきます。

平成 31 年度 年間行事計画

目的：四季折々に合わせた行事を通して、今までの日常にあった生活の出来事や季節感を感じてもらおうと共に、ご家族や他の方たちとの交流の場として過ごして頂くことで、楽しみやほりのある生活に繋がるようにすることを目的としています。

月	行事名	開催予定日	内容	その他
4月	お花見会	開花状況に合わせて実施	施設外へお連れしお花見を行います。外出が難しい方は、施設周辺の草花を見て季節を感じてもらえるようにします。	4月～11月 ・園内販売 毎週1回 ・音楽ボランティア 月2回程度 ・傾聴ボランティア 月4回程度 ・園児等外部慰問 適宜
5月	ご家族との交流会	第2週目予定	ご家族との触れ合いを通して絆を深めます。	
8月	夏祭り	第2週目予定	お囃子や盆踊りなどでお祭りの雰囲気を楽しんでもらいます。	
9月	敬老式典	第2週目予定	長寿、健康を皆様でお祝いし敬意を表します	
10月	紅葉ドライブ	紅葉状況に合わせて実施	施設の外へ出て、紅葉で色づく山々の景色を眺め、季節の移り変わりを感じていただきます。	
11月	芋煮会	第2週目予定	家族会と一緒にいき、秋の実りや季節感を感じてもらいます。また、ご入居者様、ご家族との時間を共有できる空間を作ります。	
12月	クリスマス会	第3週目予定	余興・軽食を楽しみながら、1年を振り返ります。	
1月	新年会	第2週目予定	新しい年を迎えられたことを皆様で感じられるようにお祝いします。	12月～3月 ・園内販売 毎週1回
3月	お楽しみ会	第1週目予定	春の訪れを感じながら、和やかな時間を過ごしていただきます。	

平成31年度 えんじゅ短期入所生活介護事業計画

短期入所生活介護事業方針

・短期入所の特徴の一つとして、在宅から施設、施設から在宅と環境が常に変化することが上げられ、生活状況が少なからず違う部分があります。利用前の在宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者同士が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営めるということを念頭に置いて支援します。また、住み慣れた自宅や生活を共にされてきたご家族らと離れる事により、心理的負担というものがご利用者の皆様には大きいものと考え、一人ひとりと向き合い、そして寄り添い、個々のニーズにあった支援を行う事で安心、安全な生活を提供させていただきます。加えて、近隣の施設、地域の住民の方々とも協力し合い、緊急時も今まで以上に迅速に対応していきたいと思えます。

短期入所生活介護援助方針

- ① 短期入所生活介護の基本定員は10名で行い、居室も専用の居室を準備します（4人部屋2室、個室2室を使用）。その時々のご利用者の方々の身体状況、精神状況などを重要視しながら、安心かつ安全な、在宅と施設の生活が連続性のあるものとなるよう支援します。
- ② 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護含む）は、在宅での生活が可能な状態の方で、要介護度が要支援1から要介護5までの方が対象となります。但し、要介護度の利用限度範囲を超えた方については、実費利用と適切な対応により受け入れ対応します。
- ③ 施設サービス提供にあたり、ご利用者の皆様には介護支援専門員を中心とし、ご利用者の皆様の在宅ケアプランに添った施設ケアプランを作成します。食事、入浴、排泄などその方に合った形でのサービス提供に努めます。また、入所時より、バイタルチェックを行うと共に自宅における状況、変化、必要な処置等の有無など確認し、利用者の皆様の健康管理に留意します。
- ④ 日常生活支援については、一人ひとりの利用者の方々に併せた余暇時間を通しての協同作成物の一連の作業～掲示、レクリエーションの実施、季節に応じた行事の開催、手作り昼食会の開催など、個人の持つ潜在能力に働きかける支援内容にて、意味のある個人の存在の理解、役割のある日常を心がけ支援します。
- ⑤ 退所時においては、短期入所生活介護利用中における生活の様子をお伝えし、在宅へ帰宅したからの生活が継続出来る様に支援します。

平成 31 年度

事業計画書

デイサービスセンター茶園

基本方針

在宅福祉サービスの目的と意義の実践に徹し、「安心・安全」「自立支援」「快適」といった基本理念に基づきながら、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した生活が営むことが出来るよう支援していく。また他者との係わり合いや自然とのふれあいを大切にし、長寿の喜びや生き甲斐を感じ取れるような活動を推進し提供する事により、利用者の社会的孤立の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

重点目標

- ・ 要支援・要介護者の心身の特性・生活環境・残存機能等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活が営めるように支援する。
- ・ 喜ばれ、安心させる温かい言葉遣いに留意する。
- ・ 傾聴技法を身につけ、全ての利用者の「声なき声」を察する努力をする。
- ・ 自分の大切な人にも自信を持って勧められるサービスであるように努める。
- ・ 利用者から「どのように見られ、思われているか」を常に意識してケアを行う。
- ・ おしつけではなく、利用者側の視点に立ち、利用者本位のサービス提供を行う。
- ・ 利用者のペースに合わせ、落ち着いた安心感のある雰囲気作りに努める。
- ・ 関係市町村・地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
- ・ サービスの質を高める為に各職員が福祉サービス提供の専門家としての自覚を持ち、自己啓発に努める。
- ・ 通所介護計画を作成し利用者ごとのニーズを的確に把握し、個別性のある援助を行い、心身機能の維持・向上を図る。
- ・ 利用者が楽しみながら参加できるレクリエーションの企画・立案に努める。
- ・ 職員全員がサービス提供に当たり同様の認識を持ち、同質のサービスを提供する。
- ・ 処遇改善交加算の算定に見合ったサービス提供に向け、サービスの質、職員の質の向上に向けた取り組みを強化していく。

「通所介護」

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

「介護予防通所介護」

要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常

生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

「総合事業」

従来の介護予防通所介護と同様、地域包括支援センター等のケアマネジメントに基づき適切な支援に繋げていく仕組みであり、自立支援の観点からその人によりふさわしいサービスの利用を実現していく。

事業計画内容

1、平成31年度 行事計画 (別紙1参照)

2、基本サービス主要実施概要

・生活指導

- ・利用者・家族からの各種相談に応じると共に、連絡帳・茶園便り等を通し家族等との情報交換を密にする。
- ・電話での相談や、送迎時などを有効活用し、家族との連携を図っていく。

・健康チェック

- ・血圧、脈拍、体温を測定・記録することにより各利用者の健康状態を量る目安とする。月1回の頻度で体重測定も実施する。また、表情・顔色・声色・皮膚の状態などについても注意深く観察を行い、利用者の状態の変化をいち早く察知できるようにする。
- ・排泄状況・食事摂取量・水分摂取量・精神状態などについても観察し、異常が見られる場合はケアマネージャー・家族・主治医等に速やかに連絡すると共に、記録を残すようにする。

・機能訓練(レクリエーション)

- ・介護予防の観点からより効果的に心身機能の維持・向上が図れるよう、各利用者のレベル及び主体性を重視した内容のレクを実施する。
- ・月1回程度の割合で行事を取り入れ、季節感や社会との繋がりを実感できるようにする。
- ・新しいものを積極的に取り入れ、利用者の意欲の向上に努める。
- ・利用者の趣味や特技を生かした活動を積極的に実践していく。

・入浴

- ・身体の清潔保持と精神的な満足感が得られるよう、利用者の身体状況に応じ一般浴・機械浴での入浴を実施する。また、利用者の健康状態等を配慮し、場合によってはシャワー浴・清拭にて対応する。柚子湯や菖蒲湯など季節ごとの変わり湯の実施についても検討する。

・食事

- ・利用者の嗜好並びに状態に応じた食事を提供する。また、季節に合わせた行事食等の提供についても栄養士と相談の上、実施すると共に、献立内容や味付けだけでなく、見た目にも楽しめる食事が提供できるように協議する。
- ・行事食については、メニューに応じて利用者負担も検討する。
- ・おやつ時にほうじ茶だけでなく、コーヒーや紅茶等も提供できないか検討する。

・送迎

- ・利用者が安全かつ快適に乗車出来るよう、コース割りや送迎時間等に配慮すると共に、運転手は常に安全運転を心掛ける。送迎車両への乗降時の安全確保及び乗車中の利用者への声掛け・様子観察についても十分留意する。
- ・乗車定員や送迎コースを勘案し、3～4送迎にて対応するが、事故防止や安全確保の為、送迎時は運転手の他に介助員が配置できる体制作りを検討する。

3、専門職としての職員の自覚と質の向上

- ・職員の資質向上を図るために、研修への参加を充実させる。近隣の施設とも連携し、他施設においての現場実習なども検討する。
- ・会議・勉強会等を充実させ、福祉・介護に対する知識・技術の向上を図ると共に職員の意識統一を図る。
- ・施設見学を実施し、各事業所の長所を参考にしてサービスの見直し・向上を図る。
- ・仕事に対する責任感や自己意識を高める為に、職員ごとの役割分担を検討する。

4、地域との交流活動

- ・地域と密接した在宅福祉サービスを図るため地域の習慣や風土を理解し地域の拠点としての福祉サービスのネットワーク作りに努める。
- ・ボランティアの有効活用に向けた取り組みを開拓する。
- ・他のデイサービス事業所とのネットワーク作りを進め、情報交換を行うことで円滑なサービス提供の道を探る。

5、介護予防

- ・要支援1・2、総合事業対象者に対して提供しているサービス内容が、介護予防の内容としてより効果的であるような取り組みを進めていく。
- ・必要なトレーニング器具等の購入についても協議・検討する。

6、祝日営業について

祝祭日の営業については利用者からのニーズも高く、今年度も実施する。その際、職員の欠員により業務に支障が出ないように、職員間及び各課との調整に留意する。

ゴールデンウィーク及び年末年始はシフトの都合上休業とする。

臨時利用について

現在、突発的な臨時利用等は受け入れているが、前もって利用人数が少ない事が確定している日に、こちら側からの臨時利用の声掛けを行ない、利用者数の確保に努める。

7、人員体制

利用者のニーズに合わせたサービスを実施すること以外に、登録人数の増加や**利用者の重度化**、送迎に要する人員の増加と言った理由から、安定したサービス提供の為には、最低でも**常時 7 名**の職員体制が必要である。

8、利用料金の徴収方法

現在の利用料金の支払い方法

	支払日	支払い方法
介護予防通所介護 総合事業対象者	月末最終利用日	1ヶ月分の利用料を月末最終利用日に現金支払い
通所介護	月末最終利用日	1ヵ月分の利用料金を月末最終利用日に現金支払い

※一部の利用者・家族からは口座引き落としを希望する意見もあり。一人暮らしの利用者の家族からは、金銭管理が難しい為、月初めに1ヶ月分を用意していただき、茶園で1ヶ月分の利用料金をお預かりしているケースもある。通所介護利用者からは、1回ごとの支払い準備が大変なので、1ヵ月分を一括で支払いできないかとの希望もある。一人暮らしや夫婦二人暮らしの家族からも、金銭管理が難しくなっているので**一括での支払い、もしくは口座引き落としの希望**が多く聞かれている。市内の事業所の多くが口座引き落としも対応していることから、事務所と協議しながら、希望に沿った柔軟な対応が出来ないのか検討する。

9、通所介護計画書の作成

- ・ケアマネージャーのプランに基づき通所介護計画書を作成し、利用者・家族の要望を反映させた個別性のあるケアを実施する。作成したプランについて定期的に評価・見直しをかけていく。
- ・プラン作成並びにモニタリングの際は、各職員で情報を共有し、互いの意見を反映させながら実施していく。

10、ケース記録の記載方法

- ・記録レベルの均一化とレベルアップのため、記録マニュアルの整備及び記録法についての勉強会を実施する。
- ・単なる記録ではなく、ケアプランと連動し、目標の達成度や今後の援助方針の見直しなども把握しやすいような書式へ変更する（ケアマネージャーへの利用状況報告書も兼ねたケース記録であるのがベスト。）

11、アンケートの実施

- ・利用者・家族等からのニーズに沿ったサービス提供に向け、アンケート等を実施し、ニーズの

把握に努めていく。

12、緊急時の対応

- ・利用者急変時など、緊急事態発生時の対応及び各課との連携について明確なマニュアルを作成する。
- ・家族・ケアマネ・主治医等との協力体制についても周知徹底を図る。
- ・必要に応じ、緊急時連絡表の再確認を随時実施していく。

13、感染予防対策

- ・研修会や勉強会を通し感染症に対する知識を深める
- ・感染症予防・感染症発生時の具体的なマニュアルを作成する。
- ・感染症流行時期に係わらず、次亜塩素酸水で利用者の触れる部分の拭き取り作業を実施する。

14、口腔ケアの実施

- ・口腔ケアの重要性について、職員・利用者・家族等に周知徹底する。

15、リスク管理

- ・職員一人ひとりが「安全」に関して認識し、事故防止に努める。
- ・事故防止の認識を高める為、定期的な研修等を実施する。また、事故報告書・ひやりはつと報告書を通し、事故発生の要因やリスク、再発防止策を協議し、事故予防への意識を高めていく。

16、業務見直し

- ・利用者主体の質の高いサービス提供に向けて、随時業務の見直しを図っていく。
- ・利用者のみならず職員が働きやすく、やりがいを感じられるような職場作りを目指していく。
- ・職種ごとの役割分担を明確にしつつも、介護・書類作成・送迎等の業務を全職員が一定レベル以上でこなせるような業務体勢作りを目指す。
- ・現在、昼食後の利用者静養時に早番職員がケース記録を記入し、午後の特記事項はその都度記入しているが、入浴や皮膚状態等の身体状況の記録が殆どなく、内容が薄くなっている為、記録の時間を送迎後に変更し、より濃い内容の記録を残し、サービスの向上に繋げていく。

総合事業対象者の受け入れ及び業務内容見直し

現在、事業対象者(要支援者含む)と要介護者のレクリエーションを合同で行なっているがADL状況や認知症のレベルにも大きな差が見られる為、事業対象者と要介護者のレク内容を分け、状態にあった内容のレクを実施する必要がある。

17、加算算定の取り組み

通所介護		
加算名	実施状況	補足
入浴加算	○	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	不可	専任の個別機能訓練指導員の配置が必要。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	不可	同上
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	○	勤続年数 3 年以上の職員占める割合が要件をみたしている。（100 分の 30 以上）
栄養改善加算	△	必要性を検証し、利用者・家族・担当ケアマネ等の同意の下、栄養士の協力を得て実施できる可能性あり。 ※利用者負担が増えることと、加算要件を満たす為に実施すべきことが多岐に渡る為、現在の職員体制では人員的・時間的にも実施することが困難と思われる。
口腔機能向上加算	△	上記とほぼ同様の状況。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	○	
介護予防通所介護		
生活機能向上グループ活動加算	×	加算要件を満たす為に実施すべきことが多岐に渡る為、現在の職員体制では人員的・時間的にも実施することが困難と思われる。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※状況により （Ⅱ）	○	勤続年数 3 年以上の職員占める割合が要件をみたしている。（100 分の 30 以上）
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	○	

※利用者・家族のニーズとして提供時間前や時間延長の要望もあり検討の余地あり。

18、防災対策

- ・災害時の防災対策や避難方法等について再検討する。（具体的な動きや災害時の役割分担のマニュアル化、関係機関との協力体制の確立、備蓄品の確認など）
- ・緊急時の安否確認や連絡方法等の確立を進めていく。
- ・電気・水・その他消耗品等のより一層の節約を心掛けていく。
- ・利用者参加の避難訓練を定期的に行なう。

19、各課との協力体制について

- ・各課と協力体制の構築について協議し、送迎や行事、その他業務全般において円滑な運営に結びつけていく。

20、浴室脱衣場の手すり設置について

- ・現在、車椅子利用の方の脱衣場に手すりがなく、補強した洗面台を手すり代わりに立ち上がって頂いているが、機械浴室の洗面台は補強されていない。利用者及び介助職員の負担軽減、安全確保の観点から機械浴室の洗面台の補強、もしくは手すりの設置を早急に強く要望する。

(別紙 1)

平成 31 年度行事計画 (案)

月	行事	備考	勉強会	研修・見学
4 月	お花見	鯉のぼり制作	介護保険	外部研修は案内書に基づき、計画的に実施する。
5 月	手作り昼食会		基礎技術	
6 月	音楽会		コミュニケーション・対人援助	
7 月	流し温麺		認知症	
8 月	夏祭り		感染予防	
9 月	おはぎ作り	園児プレゼント制作	身体拘束・虐待防止	
10 月	園児慰問	福祉まつり作品制作	リスク管理・記録	
11 月	芋煮会	カレンダー制作	プライバシー保護	
12 月	忘年会		入浴	
1 月	新年会		レクリエーション	
2 月	節分豆まき	雛飾り制作	食事・嚥下	
3 月	ひな祭り		まとめ	

※新たなレク等を随時取り入れながらマンネリ化を防止し、利用者の満足度を高めていく。

※生活リハビリの一貫としてプランターでの野菜作りを実施予定。

※利用者から外出の希望が多く出ているが、20 名前後の利用者の大移動となる為、リスク面も考慮しながら、慎重に検討していく事とする。

※お花見実施については、職員の人数と車両の確保を考慮し、えんじゅとの重複を避け開催時期についてはえんじゅと再度協議の上、開催時期を決定する。

※例年 3 月に市内保育園児を招き、ひな祭り会を実施していたが、時期的にインフルエンザやその他感染症などが流行している為、感染のリスクを考慮し、平成 28 年度より中止。

10 月に園児との交流会に変更。

◎年間予算について

新たなレクや質の向上を図るため、高齢者介護をサポートするレクリエーション情報誌レクリエの年間購読の購入。(年間 7 冊＝税込 13,650 円)

それに伴い、今年度も年間予算を倍増させ、時間を有意義に過ごせるようなデイサービスを目指します。

平成 31 年度

軽費老人ホーム ケアハウスやまぶき

事業計画書

平成 31 年度 事業計画書(案)
軽費老人ホーム ケアハウスやまぶき

基本理念

1 目的

軽費老人ホーム(ケアハウス)は 60 歳以上(但し、60 歳以上の配偶者と共に利用する者についてはその限りではない)で所得を問わず、自炊生活が出来ない程度の身体状況且つ、家庭環境や住宅事情などの理由により在宅にて生活が困難な高齢者を入居させ、食・住などの日常生活に必要なサービスを提供し、生きがいを持って健康で明るい生活を送れるよう支援していくことを目的とする。

※建築物 20 年経過し耐用年数をオーバーした、ケアハウスやまぶきです。備品を提供した各メーカーより 20 年経過し、急遽下記については、各々危険を指摘されており、平成 31 年度より、修繕に着手してまいりたい思慮します。

1) エレベーター修理 (約 1,000 万円)

本メーカーが位置付けする安全に運行できる対応年数が 20 年と経過しており、メーカーからも修繕が必要と指摘を受けております。また、今年度が、エレベーターのラストの受注日になる事から発中をしたいと思慮します。

2) 食堂カーテン交換 (約 100 万円)

当初ふけてから 20 年経過し、すでにカーテンとしての寿命を全うしており、真夏の直射日光が厳しい状況です。その為、光を通さない遮光性の高い物に切り替えするべく検討中です。

3) ケアハウスやまぶき屋根修理 (約 2,000 万円)

割れの為、雨漏りが発生する為、補修工事の実施が必要と思慮します。

4) 各居室のトイレ・給湯器・IH 修理 (計 60 万円×48 室)

※必要に応じ修理必要なところから実施したいと思慮します。

①トイレは便座の保温により、茶色のシリコンのような液体が床や便器内に漏れる場合は交換が必要と思慮します。

②給湯器の水漏れ等ある場合等。

③IH は炊事で本体内部への煮こぼれ等で漏電ブレーカーが下がった場合等交換が必要です。

つきましては、交換の時期がきていると思慮します。

2 処遇

ケアハウスにおける処遇(サービス)は、以下のように分けられる。

- 1) 相談・助言
- 2) 食事の提供

- 3) 入浴の準備
- 4) 緊急時の対応
- 5) 夜間管理体制
- 6) 在宅介護サービス等の利用支援
- 7) 保健衛生
- 8) 利用者の活動支援
- 9) その他

ケアハウスでは、利用者自身の自主的生活が基本となるため、施設生活を継続していく上で、特に各種相談・助言による社会的自立支援が重要となる。そのため、相談時等の主訴だけでなく、日常的な状況の観察を含め、日頃より利用者個々の状況把握に努めるものとする。また、利用者間のコミュニケーション調整や利用者が自らの意志に基づき、自立した質の高い生活が送れるように適切な支援が行われる体制を整えて、より良いサービスの提供を目指す。併せて、サービスの質の向上を目指す観点から職員の資質の向上にも努める。

基本方針

1 方針

- 1) 高齢者の居住環境を整え、快適な生活の実現
- 2) 身体状況の虚弱化等に対応し、在宅介護サービス等の活用
- 3) 利用契約システムの合理化
- 4) より良いサービスの高揚

2 支援

- ① 日常生活の自立と支援
 - i 利用者自身の責任で生活することを基本に自主性を尊重しながら、各種相談等による支援を進める。
 - ii 利用者の生活が健康で明るいものになるように、必要に応じて助言を行う。また、利用者が自主的に趣味・教養娯楽・交流行事を行う際に必要に応じ支援を行う。
 - iii 施設内外を問わず、利用者の活動の場を広めるように、社会資源を活用しながら地域での新しい生活(生きがい)を模索する支援をする。
- ② 健康的な生活の推進
 - i 利用者個々の疾病等を把握し、適切な健康管理に関する助言を行う。
 - ii 住民健康診断を積極的に活用し、利用者の疾病の早期発見に努め、健康管理に配慮する。
 - iii 突発的な伝染性病原菌等の予防のための対処について、状況に合わせ実施する。
- ③ 楽しみのある食生活の実現
 - i 委託業者による施設の環境に合わせた食事システムにより、美味しい食事の提供に努める。

- ii 利用者の嗜好等を取り入れながら、管理栄養士の栄養管理に基づいて喜ばれる食事の提供に努める。
 - iii 四季折々に合わせた時節を感じられる飽きのこない、楽しみのある食事の提供に努める。
- ④ 職員の資質の向上
- i 施設内外を問わず、積極的に研修に参加させ、福祉情勢の理解と専門的な知識、技術を修得し、より良い援助技術の均一化を図る。
 - ii 他施設等との交流を図り、情報交換を行うことで、職員の意識改革に努める。
- ⑤ 防火・防災対策
- i 定期的な防災訓練を実施し、利用者の人命を尊重し安全対策を重視しながら実施することにより、利用者一人一人の防災意識の高揚に努める。
 - ii 併施設との連携をとることにより、常時の防災体制の確立を図る。
 - iii 消防設備器具や危険物設備等の定期的な点検を実施する。
 - iv 災害時の非常食として、併施設との共同備蓄により、常時三日分を備蓄保管する。
- ⑥ 在宅介護サービス等の活用
- i 2019年度伯和会の運営する在宅介護支援センター茶園は、一旦休止することにしたことから、サービス低下は避けられないと思われませんが、利用者一人一人に対し、密接な個別対応により、迅速な対処を行うよう努めたいと思います。
- ⑦ 施設の社会化
- i 地域にある保健・医療・福祉機関と連携し、個々のニーズにあったサービス提供が出来る体制を整える。
 - ii 地域との交流を積極的に推進し、地域住民の施設への理解を深めてもらう。また、開かれた施設を目指すことにより、地域に合った福祉を模索しながら望まれる施設の実現に努める。

《重点目標事項として》

<施設の課題や対応について>

昨年度も経年変化などによる自然な ADL 低下や、また、自然な ADL 低下が理由とは違う病態急変等で、お亡くなりになられたり、ケアハウスでの生活が困難となって退居となるケースも見られたが、昨年度も、満室に近い入居率となっている。入居希望者確保の為、待機状況により仙南地区の包括や市内の事業所に入居希望者の紹介依頼を行っていききたい。

また、地域に貢献する意味において入居対象の是非に関わらず様々な問題を抱えて相談に来られた方々に対しては引き続き丁寧な対応と必要な情報提供を行って広義の相談窓口としての一端も担い、延いては入居希望者確保に繋げていききたい。

生活支援においては入居者が安心して心穏やかに生活出来るよう、身体面や精神面の不安材料を取り除けるよう相談サービスの充実を図っていききたい。また、入居者自身のスタイルで長く生活しやすい施設を目指し、社会的自立支援を常に心掛け様々な支援に今後ともあたっていききたい。

一方で、誰しも心身のレベル低下は避けられない状況がある。ケアハウス内でのサービスの枠を超えてしまった場合は居宅介護サービスなどがスムーズに活用(或いは、状態によって介護保険施設等への移行含む)出来るよう支援を行い、今まで以上に地域の医療・保険・福祉の各関係機関等と連携強化を図っていききたい。さらに、入居者一人ひとりに、介護予防に対する意識を高めてもらう啓蒙活動や入居者自身が自分の生活設計に参画してもらえ環境作りを積極的に実践する努力も必要と考える。

<サービスの向上について>

1. 建物・設備等の維持管理について

例年、不具合箇所の発生には迅速に修理などの対応を実施している。しかし、築 20 年目ともなり他にも経年劣化が多く見られる状態となっている。特に居室部・共用部を問わず機械設備などの故障や劣化がみられる状況も発生。修理部品の調達が既に困難な物も多くなっている。また、建物自体にも各フロアの壁・床などに腐食など劣化が激しい未補修箇所が引き続き存在している。

厳しい予算状況ではあるが、優先順位をつけ費用対効果などを鑑みながら建物および設備等の維持管理も継続して推進していききたい。

2. 職員の質の向上について

昨今、経年変化によるレベル低下以外にも急変による心身の状態が変化し、ケアハウス→グループホーム→老健→サービス付き高齢者向け住宅等と共有しできるところと、情報を交換することも今後必要かと思う。突発的に諸対応が必要となるケースも多く発生している。また、一部の入

居者が些細な事で、トラブル等を起こすケースもみられる状況も引き続き存在している。

日常的な相談や支援内容も複雑・多岐に渡るものが多い状況である。こうしたことから、引き続き職員個々の専門性が高く求められている。その為、個々の立場から利用者の状況を把握し連携してサービスの向上に当たり、専門性のみならず根底にある人間同士の関わりへの深い理解やコミュニケーションスキルを身につけることも重要と考える。

そのため、対人援助技術は勿論のこと「人として」の接遇やマナーなども含めた質の向上にも努めていきたい。

また、現在、看護師の居ない状況であります。法律上の配置基準はないものの看護師有資格の職員による医療的視点から日常に支援が必要と思われる入居者の状況は今後も続くと思われる。それだけに、近隣の各病院に積極的に訪問し、常時連携を図る努力をしたいと思えます。健康管理面の状態把握や助言、緊急時の対応など医療的側面からの支援の必要性は増加しているため、看護師有資格で運転免許証保持者の常勤の看護師の補充は必要な重要事項と考える。最終的ドクターが連携の中心にすることが必要である事から、勉強会参加に参加する機会も必要と思われます。

※また、上記以外にも施設の運営やサービスの向上を考える上で以下の事柄等についても積極的にとりくんでいきたい。

◎特別食(時節の食事等)のより一層の充実と通常食の質の向上を図る。

◎他施設との交流を図り、入居者確保の状況や生活支援および諸問題への対処法等について意見交換を行い、その取り組みの実情を把握する。

～結び～

以上を目標にこれからも地域社会から望まれる施設を目指し職員各々が研鑽に励み、より質の高いサービスを実践していきたい。

現在は、民間の比較的安価な有料老人ホームなども存在し、サービスの多様化がみられる中でケアハウスがどのような方向に進むべきか等、しっかりとした現実認識を持ちながらもシミュレートして今後の施設の在り方を描くことも重要と考える。

平成31年度

特別養護老人ホーム みずき
事業計画書

社会福祉法人 伯和会
特別養護老人ホーム みずき

平成31年度施設運営方針

I. 施設サービスの向上のために

1. 法人の信条である「奉仕・博愛・寛容」を基本とし、施設基本理念「愛を持って心を込めて安心できる当たり前の暮らしが送れるように支援していきます」のもと、ご入居者の生活習慣、意志を尊重し、個々の好みや能力に応じた施設サービス計画（ケアプラン）を立て、慣れ親しんだ生活環境を整え、自己選択、自己決定、自律の助長を図り、幸せを感じられる生活が送れるよう、個々のニーズに添った支援に努めます。
2. 介護給付対象サービスとして、入居者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を提供いたします。
3. 社会福祉法人制度改革、費用負担の公平化、介護保険の改定など施設運営が大きく変化している情勢に対応する為、施設職員が目標に向かって邁進することが大切であることから、福祉サービスの充実により、地域住民と共に生き、安らぎのある地域社会を作り出せるような施設運営を行います。

II. 在宅福祉サービスの向上のために

1. 各関係機関との協力体制を図ります。
2. 施設においてボランティアの育成と拡充を行い、福祉の意識高揚に努めます。
3. 地域に支えられた施設であるとの認識を持ち、専門的な働きかけに努めます。
4. 在宅福祉の充実の為に施設の資源を提供し、地域との交流を積極的に推進します。
5. 各種の福祉サービスの利用法について啓蒙します。

III. 職員が安心して働けるために

1. 働きやすい職場作りと、勤労意欲の向上を図ります。
2. スポーツ等を通じ、他施設との親睦に努めます。
3. 給与充実の為、介護給付費の処遇改善加算を活用します。
4. 年2回の職員健康診断を実施するとともに、日々、職員の健康管理に努めます。

IV. 適正な事務の遂行のために

適正な施設運営を実施するために

1. 各種規定に基づいた事務を実践します。
2. 予算の適正な管理及び執行をします。
3. 業務の効率化を図ります。
4. 職種間の周知連絡を徹底します。

V. 地域との連携交流を行うために

地域との連携、交流の取り組み

1. 地域交流の一環として、白石市福岡公民館まつりへ、生涯学習成果の入居者製作作品の出展を行う。
2. 地域交流の一環として、白石市健康福祉まつりへ、生涯学習成果の入居者製作作品の出展を行う。
3. 地域交流の一環として、福岡地区敬老会へ、該当入居者の参加を促す。

VI. 安定的経営基盤の確保のために

1. 安定した収入の確保に努めます。
 - ・入退居の期間を少なくし一定期間内で入退居が行えるように円滑に行います。
 - ・水光熱費、備品等の管理、見直しを適宜行い、経費節減を図ります。
 - ・各種加算の整備を行い、取得できるように努めます。
2. 施設の設定・備品等の更新・改善を行います。
 - ・入居者の重度化に伴い、各種福祉用具等備品の整備を行うと共に、状態に合わせた用具の購入を検討します。
3. 人材の確保に努めます。
 - ・福祉系等への学校へ出向き、ネットワーク構築を行います。
 - ・ハローワークへの情報提供、集団面接会への参加を積極的に行います。
 - ・外国人の労働者受け入れの情報収集と体制整備について検討します。
 - ・キャリアパス制度の構築、研修制度などの整備を行い、知識、技術の習得が行えるようにします。
4. 自然災害等防災対策に対し備えます。
 - ・非常災害時（地震、火災、噴火等）を想定した研修や訓練を計画、実施し、非常時の入居者、職員が安全に行動し避難が行えるように努めます。

平成31年度施設援助方針

I. 日常生活介護

施設サービスは、ユニット職員が、ご入居者一人ひとりの生活リズムを把握した上で、施設サービス計画に基づいて提供します。ご入居者の意思を尊重し、自立支援を念頭に、個々のニーズに添った支援に努めます。ご入居者の変化しやすい心身状況、日々めまぐるしく変化する日常もあわせ、適切なサービスの提供に努めます。

1. 食事

食事は、ご入居者の慣れ親しんだ食器を使用していただき、生活習慣、嗜好に合わせた食事を召し上がっていただきます。ユニット毎にご飯の炊ける匂いや味噌汁の香り、食事準備の生活音を感じて頂き、家庭的な雰囲気をご心がけます。ご入居者が体調不良の場合は、ご入居者の状況と好みを考慮し、ご入居者に合わせた献立、食事形態で提供します。また、ご入居者に合わせた自助具等を使い、できる限り自力摂取できるよう支援させていただきます。

2. 排泄

排泄は、可能な限りトイレをご利用いただきます。そのために常にトイレの清潔の保持に努めるとともに、トイレ内にある手すりや緊急コールボタンを利用し、安心して快適に使用していただけるようにしております。また、個人の排泄パターンを把握するために、排泄観察を行い、排泄記録をつけ、情報を共有し、ご入居者に合った排泄方法（オムツ交換・トイレ誘導）の実施にむけたケアに努め、気持ち良く排泄して頂けるよう支援します。

3. 入浴

個浴（リフト付き）、機械浴の2種類の入浴方法を用意し、ご入居者の身体の状況に応じた入浴サービスを提供します。入浴日は、ご入居者1人あたり週2回を基本とし、プライバシーを守り、安心、安全にゆっくりと気持ち良く入浴していただけるよう支援します。入浴できない方に対しては清拭や衣類交換を行い清潔保持に努めます。また、できるだけマンツーマン対応でゆっくり入浴して頂けるよう考慮します。

4. 着替え

ご入居者一人ひとりの身体状況をよく見極め、衛生面に留意し、ご本人様の好みを尊重しながら着替えの支援を行います。ご入居者の方の意思の決定を尊重し、衣類を自分で選んで頂けるように支援します。原則として、起床時と就寝時の1日2回、着替えの支援を行います。入浴後や衣服が汚れたときなども、その都度、着替えの支援を行います。

5. 移動、移乗、体位交換

ベッド、椅子、車椅子、便器、浴槽等の間の移動・移乗は安全性を十分考慮し、ご入居者の身体の状況に合った方法で行います。また、杖、歩行器、シルバーカー等の補助具を有効に活用し、できる限り自立移動ができるよう支援します。

自分で寝返りをうつことのできないご入居者に対しては、褥瘡（床ずれ）を防止するために、体位変換の介助、体位変換チェック表の使用も行い、確実に実施できるよう努めます。必要に応じて、クッション、エアマット、褥瘡予防マット等を使用します（ただしご入居者の自己負担が発生する場合があります）。

ご入居者ごとの最適な移動・移乗および体位変換介助方法を、すべての職員が同じ方法で行え

るようにします。

6. 整容

整髪、爪切り、髭剃り等を適宜行います。また、外出や行事の際には、ご要望により、ご本人の好みを尊重したお化粧品やお洒落のお手伝いをします。

7. 介護用品の選定及び衛生維持、安全点検

ベッド、エアマット、クッション、車椅子、歩行器、杖、介護テーブル、入浴補助具等の介護用品については、使いやすさと安全性から選定し、定期的に、その清潔の維持および安全点検に努めます（ただしご入居者の自己負担が発生する場合があります）。

II. 日常生活支援

施設での充実した生活を図るため、ご入居者の生活習慣について、一人ひとりの好みに合わせた生活リズムで過ごして頂けるよう支援を行います。

1. 居室環境の整備

ご入居者が自宅で使用されていた使い慣れた家具を持ち込んで頂き、他人の視線を気にせず、今までの生活が継続できる自宅と同じしつらえを確保できるように努めます。

2. 買い物及び代行

ご入居者のご要望により、外出による買い物支援の実施、職員による日用品の買い物を行います。

又、週に1回近隣の商店の協力をいただき、施設内での買い物を実施します。

3. 洗濯

日常の衣類の洗濯、乾燥、居室への返却を行いません。衣類の素材の状況に応じて、傷まないような適切な洗濯方法を選び、洗濯を行わせていただきます。また、施設内で洗濯できず、クリーニングへ洗濯を依頼する場合は、ご入居者実費負担となります。

4. 理容

頭部の清潔とお洒落を楽しんでいただくため、毎月、理容師によるサービスを提供します（ご入居者実費負担）。ご本人の希望を伺い、理容師の方々とも相談しながら、頭の形や髪質などにも気を配りながら行わせていただきます。

5. 外出、外泊

外出・外泊については、心身の状況、外出・外泊先を考慮しながら、できる限りご入居者の意向に沿うようにします。また、インフルエンザ流行期間等は外出、外泊を規制させていただきます。

6. 金銭管理

ご希望がある場合は、現金、預・貯金の通帳、印鑑等の管理の他、施設利用料や公共料金等の支払い等を担当者にて適切に代行いたします。（預り金等取扱規程に基づき、利用料を負担していただきます）

7. 行政手続等の代行

ご入居者のご要望に応じて、市町村等に提出する書類の代筆、申請の代行、郵便物等の投函等を、その都度、担当者にて適切に代行いたします。

8. 要介護認定に関する代行、認定調査の付き添い

要介護認定の更新・変更申請をご入居者に代わって行います。また、更新調査における付き添

いを行わせていただき、ご本人の状況などを更に詳しく調査員の方へお伝えさせていただきます。

Ⅲ. 健康管理

ご入居者が安心して生活できるよう健康管理に努め、疾病の早期発見・早期対応を行い、生活の自律性を維持できるように支援します。

1. 日常の健康管理

ご入居者の健康状態の細かな観察に努め、嘱託医および協力病院への連絡、職員間の情報交換を図りながら、健康維持に努めます。ご入居者の心身の状態を把握し、医師の指示に従いながら適切な処置を行います。

2. 定期健康診断

胸部レントゲン撮影、心電図、血液検査を、年に1回実施します。

3. 体重測定

毎月実施し、前月との著しい増減等がないか確認します。体重変化に著しく違いが生じるご入居者や、栄養状態のチェックが必要なご入居者に対しては、その都度実施します。

4. 体温・血圧・脈拍等の測定

入居後、一か月バイタル測定を行い、平均値を出します。週2回の入浴前に定期的に体温、血圧、脈拍等の測定を実施します。その他、体調に変化が見られた際は必要に応じ、測定を実施させていただきます。

5. 食事・水分摂取

チェック表により、毎日、食事・水分の摂取量を把握します。摂食不良時は、医師の指示の下、看護師、管理栄養士、ケアワーカー、介護支援専門員が連携して、その時々状況に合った食事の提供、水分補強、栄養素を補う対応をさせていただきます。

6. 医師の診察

月4回嘱託医が来診する他、月に1回精神科の医師が来診します。通院しての診療が必要な場合は、看護師、職員が付き添い、施設車両にて送迎をいたします。

7. 口腔衛生

口腔衛生介助は、毎食後実施します。ご入居者の状態に合わせて、必要なかつ適切な口腔ケア用品の使用を行い、歯磨き、うがい、ガーゼによる口腔内の拭き取り、義歯の洗浄等、ご入居者一人ひとりの口腔衛生支援内容の充実を図ると共に、誤嚥性肺炎の予防等に努めます。

8. 服薬

医師の診察のもと、病状に応じて、ご入居者に服薬していただきます。

9. 医療機関との連携

協力医療機関やご入居者の主治医との連携を密にし、日常の健康管理について適切な指示を得るとともに、緊急時の受け入れ先を確保します。(救急車を利用する場合、他の医療機関へ搬送される場合もあります)

10. 夜間緊急時の対応

看護師が不在になる夜間・早朝帯のご入居者の容態の急変に待機の看護師が対応します。(オンコール体制)

11. 感染症等の予防

感染症対策マニュアルに基づき、風邪やインフルエンザ、感染症予防対策として、ご来園者や職員に対して、うがいや手洗いの励行等の周知に努めます。

11月には、希望するご入居者に対してインフルエンザ予防接種を実施します。高齢者施設で発生すると蔓延しやすい疥癬や食中毒等は、とくにその予防に努めていきます。

感染症における状況、ご入居者の方々の状態に応じては、施設への来設やご面会を規制させていただくことがありますので、ご了承ください。

平成31年度嘱託医・協力病院

平成31年3月1日現在

1. 嘱託医

毎週火曜日 午後
水野内科クリニック 水野 圭司 先生

2. 精神科医

月1回 第3金曜日 午後
仙南サナトリウム 渡辺 吉彦 先生

3. 協力病院

- (1) 公立刈田総合病院（白石市）
平成24年6月21日協定締結
- (2) 広瀬歯科医院 医院長 廣瀬 清憲 先生
平成24年6月29日協定締結

平成31年度防火、防災計画

避難が困難なご入居者が多い為、定期的な訓練を実施し、ご入居者及び職員に対し防火、防災意識の高揚と地域消防団、地域住民の協力体制を推進し確立します。

1. 非常災害対策計画に基づき、個別の防災対策の周知徹底に努めます。
2. 個別の避難方法を確立します。
3. 夜間及び休日の防災体制を確立します。
4. 消防設備器具、危険物施設の定期的な点検に努めます。
5. 災害時の非常食については、常時3日分を備蓄、保管します。
6. 緊急連絡網の確立を図ります。
7. 避難訓練実施計画（予定）

第1回（避難訓練）

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成31年5月29日 午後（予定） |
| 2. 場 所 | 特別養護老人ホームみずき |
| 3. 目 的 | 入所者の大半が障害を持ち、寝たきりや車椅子、杖などを使用している。これらの特殊性を鑑み、災害に対応するため、隣接の特別養護老人ホームえんじゅ・ケアハウスやまぶき・デイサービスセンター茶園・白石市総合福祉センターとの共同により、防災体制の確立を目的として実施する。 |
| 4. 訓練内容 | 放送訓練・消火訓練・避難誘導訓練・非常持ち出し訓練 |
| 5. 出火時間 | 午後4時（予定） |
| 6. 出火場所 | 特別養護老人ホームえんじゅ 地下ボイラー室 |
| 7. 避難場所 | 各ユニットサニールーム前・正面玄関前 |
| 8. 職員構成 | 職員勤務中による訓練 |

第2回（夜間想定避難訓練）

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成31年9月25日 午前（予定） |
| 2. 場 所 | 特別養護老人ホームみずき |
| 3. 目 的 | 入所者の大半が障害を持ち、寝たきりや車椅子、杖などを使用している。これらの特殊性を鑑み、災害に対応するため、隣接の特別養護老人ホームえんじゅ・ケアハウスやまぶき・デイサービスセンター茶園との共同により、夜間の防災体制の確立を目的として実施する |
| 4. 訓練内容 | 放送訓練・消火訓練・避難誘導訓練・非常持ち出し訓練 |
| 5. 出火時間 | 午後11時（想定） |
| 6. 出火場所 | 特別養護老人ホームえんじゅ 地下ボイラー室 |
| 7. 避難場所 | 各ユニットサニールーム前・正面玄関前 |
| 8. 職員構成 | 職員夜間勤務中（想定）による訓練 |

平成31年度 各種委員会・会議開催計画

◎感染予防対策委員会・褥瘡予防対策チーム・安全対策委員会・食事援助委員・排泄委員会については、各ユニットの全ケアワーカーが、それぞれ一人1委員会を担当する全員担当制とします。

月	委員会		会議	
	定期的開催	必要に応じて開催	定期的開催	必要に応じて開催
4	感染予防対策委員会 褥瘡予防対策チーム 安全対策委員会 介護向上委員会 食事援助委員会 排泄委員会	入居検討委員会 運営委員会 教育研修委員会 24時間シート・記録委員会	運営会議 ユニット会議	全体会議 リーダー会議
5	食事援助委員会 排泄委員会		ユニット会議	
6	食事援助委員会 排泄委員会		ユニット会議	
7	感染予防対策委員会 褥瘡予防対策チーム 安全対策委員会 介護向上委員会 食事援助委員会 排泄委員会		運営会議 ユニット会議	
8	食事援助委員会 排泄委員会		ユニット会議	
9	食事援助委員会 排泄委員会		ユニット会議	
10	感染予防対策委員会 褥瘡予防対策チーム 安全対策委員会 介護向上委員会 食事援助委員会 排泄委員会		運営会議 ユニット会議	
11	食事援助委員会 排泄委員会		ユニット会議	
12	食事援助委員会 排泄委員会		ユニット会議	
1	感染予防対策委員会 褥瘡予防対策チーム 安全対策委員会 介護向上委員会 食事援助委員会 排泄委員会		運営会議 ユニット会議	
2	食事援助委員会 排泄委員会		ユニット会議	
3	食事援助委員会 排泄委員会		ユニット会議	

平成31年度年間研修計画書

No.	研修名	研修内容	研修時期	研修場所	参加予定者
1	社会福祉施設新任職員研修	講義・実習	未定	外部研修	新任職員
2	社会福祉施設事務担当職員研修	講義・実習	未定	外部研修	事務員
3	ユニットリーダー研修	講義・実習	未定	外部研修	ユニットリーダー
4	社会福祉施設中堅・監督職員研修	講義・実習	未定	外部研修	ユニットリーダー
5	クレーム対応研修	講義・実習	未定	外部研修	施設長
6	管理者研修	講義・実習	未定	外部研修	施設長
7	災害時要支援者への取組み研修	講義・実習	未定	外部研修	施設長
8	高齢者に生じやすい症状とケアのポイント	講義・実習	未定	外部研修	看護師
9	高齢者の急変時の対応研修	講義・実習	未定	外部研修	看護師
10	看取りケア研修	講義・実習	未定	外部研修	看護師
11	給食施設栄養管理担当者研修会	講義・実習	未定	外部研修	管理栄養士
12	高齢者の摂食嚥下研修	講義・実習	未定	外部研修	食事援助委員会担当ケアワーカー
13	排泄ケア研修	講義・実習	未定	外部研修	排泄委員会担当ケアワーカー
14	褥瘡対策研修会	講義・実習	未定	外部研修	褥瘡予防対策チーム担当ケアワーカー
15	リスクマネジメント研修	講義・実習	未定	外部研修	安全対策委員会担当ケアワーカー
16	感染症対策研修会	講義・実習	未定	外部研修	感染症予防対策委員会担当ケアワーカー
17	認知症研修	講義・実習	未定	外部研修	ケアワーカー
18	ユニットケア研修	講義・実習	未定	外部研修	ケアワーカー
19	介護記録研修	講義・実習	未定	外部研修	ケアワーカー
20	人権擁護研修	講義・実習	未定	外部研修	ケアワーカー
21	排泄ケア研修（ユニ・チャーム）	講義・実習	未定	内部研修	全職員
22	対人援助技術研修（接遇）	講義・実習	未定	内部研修	全職員

特別養護老人ホームみずき 平成31年度年間行事計画

目的：入居者様同士の交流の場を設けることで、身近に友人を感じていただくとともに、疎遠になりがちなお家族様と行事を通して改めて関係を持ち、施設生活の中で、楽しみや生きがいを見つけ出しただけを目的とします。

4月	花見	ユニットごとに施設内外の桜の花見を楽しんでいただきます。	4月～11月 ○音楽セラピー 第1・3水曜日 ○民謡教室 第2水曜日 ○園内販売 毎週金曜日 ○傾聴ボランティア 第1・2・3・4金曜日
5月～7月	フリー月間	ユニットごとに入居者様の要望をお聞きし、計画を立てます。11月に限らず、年間を通して行います。	
8月	七夕	ユニットごとに仙台七夕に合わせて入居者様一人ひとりに短冊へ願いを書いていただき竹へ飾ります。	
9月	敬老の日	全体行事として、人生の先輩である入居者様へ対し感謝の気持ちを込めて計画を立てます。	
10月	芋煮会	全体行事として、旬の食材を使用することで、季節感を感じていただけるように計画を立てます。	
11月	フリー月間	ユニットごとに入居者様の要望をお聞きし、計画を立てます。11月に限らず、年間を通して行います。	
12月	クリスマス会	全体行事として、お食事を楽しみながら、1年の振り返りをしていただけるように計画を立てます。	12月～3月 ○音楽セラピー 第1・3水曜日 ○民謡教室 第2水曜日 ○園内販売 毎週金曜日
1月	書初め	ユニットごとに新年の抱負を書いて飾ります。	
2月	豆まき	ユニットごとに厄払いを込めて豆まきをします。	
3月	ひなまつり	ユニットごとに雛祭りの飾りつけを楽しんでいただきます。	

※その他、ユニットごとに入居者様の要望などを取り入れながら、自宅への外出、市内への買い物や散歩などの外出を行います。

※地域交流として、入居者様の希望を踏まえて市内で行われている催し物や行事への参加を行います。

※4月から11月の予定で定期的に各団体に慰問してもらいます。